

**香川県条例第11号**

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 略</p>			<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく事務 別表第1</p> <p>(2)～(12) 略</p>		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1 風俗営業許可申請手数料	(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この項において「令」という。）第7条に規定する営業について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の許可（以下この表において単に「許可」という。）を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（以下この表（備考を除く。）において単に「認		1 風俗営業許可申請手数料	(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この項において「令」という。）第7条に規定する営業について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の許可（以下この表において単に「許可」という。）を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（以下この表（備考を除く。）において単に「認	

定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下この表において「未認定遊技機」という。)がないとき。

ア 3月以内の期間を限って営む営業

イ その他の営業

(2) ぱちんこ屋又は令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。

1件につき15,000円

1件につき25,000円

(1)ア又はイに定める額に、2,800円(法第20条第4項の検定(以下この表において単に「検定」という。)を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下この表において「特定未認定遊技機」という。)がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれ10の項(3)に定める額から8,000円を減じた額)を加算した

定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。

ア 3月以内の期間を限って営む営業

イ その他の営業

(2) ぱちんこ屋又は令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき。

1件につき16,000円

1件につき27,000円

(1)ア又はイに定める額に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円(法第20条第4項の検定(以下この表において単に「検定」という。)を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ10の項(3)に定める額から2,700円を減じた額)を加算した額

	(3) ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合 ア 3月以内の期間を限って営む営業 イ その他の営業	額 1件につき <u>14,000</u> 円 1件につき <u>24,000</u> 円
2～9 略		
10 遊技機認定申請手数料	(1) 指定試験機関が行う認定に必要な試験（以下この表において「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合 (2) 検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合 (3) (1)及び(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合 ア ぱちんこ遊技機 (ア) 入賞を容易にするための装置であって令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作	1台につき <u>2,200</u> 円  1台につき <u>4,340</u> 円

	(3) ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合 ア 3月以内の期間を限って営む営業 イ その他の営業	1件につき <u>15,000</u> 円 1件につき <u>27,000</u> 円
2～9 略		
10 遊技機認定申請手数料	(1) 指定試験機関が行う認定に必要な試験（以下この表において「遊技機試験」という。）を受けた遊技機について認定を受けようとする場合 (2) 検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）について認定を受けようとする場合 (3) (1)及び(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合 ア ぱちんこ遊技機 (ア) 入賞を容易にするための装置であって令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作	1台につき <u>2,700</u> 円  1台につき <u>2,720</u> 円

動かせることができるものに限る。)	
a マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この表において同じ。）を内蔵するもの	1台につき <u>35,000</u> 円
b aに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>16,300</u> 円
(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）	
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>29,000</u> 円
b aに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>16,300</u> 円
(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>14,400</u> 円
イ 回胴式遊技機	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>59,000</u> 円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>23,000</u> 円
ウ アレンジボール遊技機	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>35,000</u> 円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>19,000</u> 円
エ じゃん球遊技機	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>35,000</u> 円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>19,000</u> 円

動かせることができるものに限る。)	
a マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この表において同じ。）を内蔵するもの	1台につき <u>31,700</u> 円
b aに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>8,200</u> 円
(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）	
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>24,700</u> 円
b aに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>8,200</u> 円
(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>5,900</u> 円
イ 回胴式遊技機	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>59,700</u> 円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>14,700</u> 円
ウ アレンジボール遊技機	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>30,700</u> 円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>10,800</u> 円
エ じゃん球遊技機	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1台につき <u>30,700</u> 円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>10,800</u> 円

	オ アからエまでに掲げる遊技機以外の遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>29,000円</u> 1台につき <u>12,600円</u>			オ アからエまでに掲げる遊技機以外の遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>24,700円</u> 1台につき <u>3,680円</u>		
11 遊技機検定手数料	(1) 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この表において「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合 (2) 香川県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合 (3) (1)及び(2)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合 ア ぱちんこ遊技機 (ア) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） a マイクロプロセッサを内蔵するもの b aに掲げるもの以外のもの (イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）	1件につき <u>3,900円</u>  1件につき <u>6,300円</u>  1件につき <u>1,435,000円</u> 1件につき <u>438,000円</u>		11 遊技機検定手数料	(1) 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この表において「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合 (2) 香川県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合 (3) (1)及び(2)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合 ア ぱちんこ遊技機 (ア) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） a マイクロプロセッサを内蔵するもの b aに掲げるもの以外のもの (イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）	1件につき <u>6,300円</u>  1件につき <u>18,000円</u>  1件につき <u>153万円</u> 1件につき <u>296,000円</u>		

	<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 件につき <u>1,128,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>438,000円</u></p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>338,000円</u></p> <p>イ 回胴式遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 件につき <u>1,621,000円</u> (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>479,000円</u></p> <p>ウ アレンジボール遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 件につき <u>1,148,000円</u> (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>482,000円</u></p> <p>エ じゃん球遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 件につき <u>1,147,000円</u> (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>481,000円</u></p>			<p>a マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 件につき <u>1,141,000円</u></p> <p>b aに掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>296,000円</u></p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>174,000円</u></p> <p>イ 回胴式遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 件につき <u>1,816,000円</u> (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>399,000円</u></p> <p>ウ アレンジボール遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 件につき <u>1,193,000円</u> (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>349,000円</u></p> <p>エ じゃん球遊技機 (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 件につき <u>1,192,000円</u> (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1 件につき <u>348,000円</u></p>	
12 遊技機試験手数料	<p>(1) ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 台につき<u>43,300円</u> (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1 台につき<u>23,100円</u> イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるもの)</p>		12 遊技機試験手数料	<p>(1) ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1 台につき<u>32,300円</u> (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1 台につき<u>8,100円</u> イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるもの)</p>	

のを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>36,300</u> 円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>23,000</u> 円
ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>21,000</u> 円
(2) 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>68,300</u> 円
イ アに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>30,300</u> 円
(3) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>42,300</u> 円
イ アに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>26,300</u> 円
(4) じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>42,300</u> 円
イ アに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>26,300</u> 円
(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>36,300</u> 円

のを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>25,300</u> 円
(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>8,100</u> 円
ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>5,700</u> 円
(2) 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>62,300</u> 円
イ アに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>15,300</u> 円
(3) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>31,300</u> 円
イ アに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>10,800</u> 円
(4) じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>31,300</u> 円
イ アに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>10,800</u> 円
(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>25,300</u> 円

	イ アに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>19,100円</u>
13 型式試験 手数料	(1) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,442,000円</u>
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>445,000円</u>
	イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）	
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,135,000円</u>
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>445,000円</u>
	ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>345,000円</u>
	(2) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,628,000円</u>
イ アに掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>486,000円</u>	
(3) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,155,000円</u>	

	イ アに掲げるもの以外のもの	1台につき <u>3,300円</u>
13 型式試験 手数料	(1) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,524,200円</u>
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>290,200円</u>
	イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）	
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,135,200円</u>
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>290,200円</u>
	ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>168,200円</u>
	(2) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,810,200円</u>
イ アに掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>393,200円</u>	
(3) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,187,200円</u>	



	<p>イ アに掲げるもの以外のもの</p> <p>(4) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの</p>	<p>1 件につき <u>489,000円</u></p> <p>1 件につき <u>1,154,000円</u></p> <p>1 件につき <u>488,000円</u></p>
14 遊技機変更承認申請手数料	<p>(1) 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認（以下この項において単に「承認」という。）を受けようとする遊技機に<u>未認定遊技機</u>がない場合</p> <p>(2) 承認を受けようとする遊技機に<u>未認定遊技機</u>がある場合</p>	<p>1件につき<u>2,400円</u></p> <p>1件につき<u>5,200円</u>（<u>特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額</u>）に、<u>未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ10の項(3)に定める額から8,000円を減じた額）</u>を加算した額</p>
15～18 略		

	<p>イ アに掲げるもの以外のもの</p> <p>(4) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの</p>	<p>1 件につき <u>343,200円</u></p> <p>1 件につき <u>1,186,200円</u></p> <p>1 件につき <u>342,200円</u></p>
14 遊技機変更承認申請手数料	<p>(1) 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認（以下この項において単に「承認」という。）を受けようとする遊技機に<u>認定を受けた遊技機以外の遊技機</u>がない場合</p> <p>(2) 承認を受けようとする遊技機に<u>認定を受けた遊技機以外の遊技機</u>がある場合</p>	<p>1件につき<u>3,400円</u></p> <p>1件につき<u>3,400円</u>に、<u>認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ10の項(3)に定める額から2,700円を減じた額）</u>を加算した額</p>
15～18 略		

備考

- 1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の許可に係る風俗営業許可申請手数料の額については、それぞれ1の項(1)、(2)又は(3)に定める額から8,600円を減じた額とする。
- 2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合にあっては、当該許可に係る風俗営業許可申請手数料の額については、それぞれ1の項(1)、(2)又は(3)に定める額に6,800円を加算した額とする。
- 3～6 略
- 7 法第20条第2項の認定を受けようとする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について同項の認定を受けようとする場合にあっては、当該他の遊技機に係る遊技機認定申請手数料の額については、10の項の規定にかかわらず、同項(1)の場合にあっては0円とし、同項(2)の場合にあっては40円とし、同項(3)の場合にあってはそれぞれ同項(3)に定める額から8,000円を減じた額とする。
- 8 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合にあっては、当該他の遊技機に係る遊技機試験手数料の額については、12の項に定める額から14,300円を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

備考

- 1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の許可に係る風俗営業許可申請手数料の額については、それぞれ1の項(1)、(2)又は(3)に定める額から9,300円を減じた額とする。
- 2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合にあっては、当該許可に係る風俗営業許可申請手数料の額については、それぞれ1の項(1)、(2)又は(3)に定める額に7,400円を加算した額とする。
- 3～6 略
- 7 法第20条第2項の認定を受けようとする者が同時に他の遊技機について同項の認定を受けようとする場合にあっては、当該他の遊技機に係る遊技機認定申請手数料の額については、10の項に定める額から2,700円を減じた額とする。
- 8 遊技機試験を受けようとする者が同時に他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合にあっては、当該他の遊技機に係る遊技機試験手数料の額については、12の項に定める額から2,300円を減じた額とする。